

令和4年度第1回秋田県入札制度適正化推進委員会の概要について

- 1 日時 令和4年7月27日（水）午前10時から
- 2 場所 ルポールみずほ3階 みずほ
- 3 出席者 委員長 石田英憲
委員 及川洋 千葉一明
加納静佳 安保和仁

4 議事

(1) 報告事項

① 県発注工事に係る入札・契約手続の運用状況について

及川委員 35ページの8,9番の電気通信の工事で地域要件に東北六県とあり、契約者の主たる営業所が東京都であるが、これはどういうことか教えていただきたい。

事務局 入札公告時に建設業法の届出のある営業所が東北六県にあれば、入札に参加できるという要件を付して入札を行っているため、東北六県となっている。

県内向けに発注する場合は、県内に主たる営業所を有するという要件になっている。

及川委員 電気通信という工事は特別な工事なのかよくわからないが、37ページの2番に電気通信の工事があり、契約者の主たる営業所が仙台市だが、秋田県内の業者は電気通信の工事はあまり得意ではないということによいか伺いたい。

事務局 一般的に、すでに導入されているシステムなどの改修の場合は、以前システムを手掛けた業者が入札に参加する場合があります、1者応札となるケースが多い。

及川委員 資料の地域要件に、管内、県内、秋田県とがあるが違いを教えていただきたい。

事務局 管内とは地域振興局管内に主たる営業所を有すること、県内とは秋田県内に主たる営業所を有すること、秋田県とは秋田県内に営業所を有することを意味する。具体的には、県内の要件では、秋田県内に本店を有する業者が参加可能となり、秋田県の要件では、県内業者のほか、県外に本店があっても県内に支社や支店があれば参加可能である。

安保委員 50ページの随意契約の工事で、前に工事を施工した業者へ随意契約したものと説明があったが、隣接工事や前に施工した工事について、入札にするか、随意契約にするかの基準とか取り決めを定めているのか。

事務局 農林水産部のほ場整備の工事でよくあるが、基盤整備工事で暗渠排水を埋め込んだりした翌年に、田の表面を仕上げ工事として整地して農家に引き渡した後、施工に不具合があった場合、本工事の瑕疵なのか、仕上げ工事の瑕疵なのか不明確になるため、本工事を行った業者に仕上げ工事を随意契約するという発注の仕方をしている。

随意契約の要件については、地方自治法の規定に沿って基準を設けて運用している。

② 指名停止等の運用状況について

千葉委員 (株)柳沢建設は14ヶ月の指名停止、(株)田中建設は16ヶ月、(株)イト

ウ建材は16ヶ月となっているが、(株)柳沢建設は取締役、(株)田中建設は代表取締役、(株)イトウ建材は取締役会長、どちらも経営責任者にあたる方だが、その立場の違いで2ヶ月違うのか。そう理解すればよいのか。

事務局 行為を行った時点の役職に応じて指名停止期間を定めており、代表権のある役職では重く、一般の役員は少し軽く、使用人は短くと期間を段階的にしている。

(2) 審議事項

抽出案件① 《警察本部：運転免許センター・交通機動隊庁舎棟建築工事 DLC-A1》

及川委員 共同企業体は4者の自主結成となっているが、4者の根拠を教えてください。

担当課所 (警察本部) 「秋田県建設工事に係る共同企業体取扱要綱に基づく運用基準について」において、建築一式工事にあつては8億円以上の工事については、工事の規模や内容に応じて構成員数を4者以上とすることも可能となっており、工事の規模、内容、過去の同規模の工事の入札要件等を検討した結果、4者とした。

及川委員 予定価格より1億6千万円(消費税抜き)くらい低い価格で落札しているが、業者はどういうところを節約して見積を出されたか教えてください。

担当課所 今回の案件については、詳細調査の実施基準価格に達していない入札であったため、詳細調査は行っていない。

及川委員 過去、低入札調査の際に、我々委員も出て客観的に評価する委員会があり、低入札した理由を業者へ事務局が確認し、委員に具体的な数値を基に調査の内容を報告して評価していたので、今回も具体的な数値があり、どこの経費を削減してこの金額になったのかと思ひ質問したのだが、そこまでは調べていないということではよいか伺いたい。

担当課所 今回の案件については、詳細調査に該当するかを低入札調査基準に当てはめて、不要と判断した。

適正な履行の確保については、受注者側は技術者の増員、発注者側は現場における段階確認、品質管理等重点的に行っており、万全を期している。

千葉委員 スライド条項について、現在契約期間の中間年であるが、今現在業者からの不満の声等出ていないか。

担当課所 報道では資材高騰等承知をしており、スライド条項の制度も説明しているが、現時点で請負業者ほか従事者の方から正式な請求はなされていない。

千葉委員 材料の部分で、本来はある評価項目14「県産木材の活用」を図っているかの項目が無いということは、ほとんど鉄筋コンクリートで木材を使用した建築物は無いと理解してよいのか。

担当課所 県産木材を活用するという県の方針はあるものの、本件については、建物の用途上、構造の木造化が難しい施設であり、構造材に県産木材を使用して建築する対象にはなっていない。

千葉委員 この工事は評価項目8「モデル工事への取組」と評価項目9「企業の労働環境に関する姿勢」とあるが、落札業者は「モデル工事への取組」、「企業の労働環

境に関する姿勢」で満点を取っていて完全週休二日制となっており、総合評価としては素晴らしい評価されるべき内容であるが、もう 1 社については「モデル工事への取組」は 0 点、「企業の労働環境に関する姿勢」については 0.5 点と完全週休二日制ではない。この業者は評価項目の内容をあらかじめ理解していないということか。

担当課所 入札の公告時に評価項目を示しており、入札の際、配点について自主採点をした上で入札を行っている。

週休二日制についても、入札者側で週休二日制の体制をとるかとらないか考えた上で、配点を付して入札をしている。

千葉委員 そうすれば、当然自分のところは配点されないとわかっているということか。

今回、鉄筋コンクリートの建物にもかかわらず、なぜ、評価項目 10「主要材料の製造・施工の管理体制」の評価項目が無いのかを教えてください。

事務局 先ほどの評価項目 10「主要材料の製造・施工の管理体制」について、一般土木工事等に適用する評価項目になっており、建築一式工事には適用しない評価項目のため、設定していないと思われる。

千葉委員 そうすれば、今回の鉄筋コンクリートの原材料のコンクリートはどこから持ってくるのか。

事務局 コンクリートプラントから生コンを購入して搬入することになる。

石田委員長 59 ページの評価項目に評価項目 10「主要材料の製造・施工の管理体制」が無いということは建築一式工事の対象では無いからということか。

事務局 はい。

及川委員 58 ページの価格以外と価格が 10:90 となっており、次の案件では 20:80 となっているが、価格によって決まるルールと理解してよいか。

事務局 はい。

及川委員 形の上では総合評価になっているが、実態としては価格競争みたくないものになっている。仮に、2 番札の業者が落札金額の札を出して、落札業者が 2 番札の価格を出した場合、評価点が低くても価格評価点で逆転してしまう。いくら総合評価で優秀な業者であっても、落札者になれない。価格で決まってしまう。

総合評価落札方式はまだ試行段階なので、いろいろ検討することはあると思うが、今後の検討課題と理解してよいか。

建設政策課長 一概には言えない。この事案について、落札業者と 2 番札の価格差が大きいためこのような事象となったが、もう少し価格が競った状況になると、評価項目が効いてくる。入札の案件によって事象が違ってくる。

千葉委員 58 ページの入札参加要件充足状況の一番最初に、「施行令 167 条の 4 に該当しない」とあるが、入札契約を締結する能力を有しない無いものが一番最初に来ているということは、どういう業者を想定しているのか。入札契約を締結する能力を有しないというのはその後のことではないか。建築一式工事 A 級で無い、特定建設業の許可が無いなど確認した後でないか。ここはどういう項目なのか教えてください。

事務局 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者は資格及び等級格付名簿に搭載

することを認めていないが、いったん入札参加資格を審査すると、等級格付名簿は2年間有効となっている。等級格付名簿に登載された以降に、施行令第167条の4に該当する場合もあるため、要件を付して入札公告を行っている。

抽出案件② 《秋田地域振興局建設部：地方道路交付金工事（舗装補修） 03-F144-60》

加納委員 落札決定までのプロセスについて、地方入札審査会を経てとあるが、地方入札審査会はどういった方々が審査しているのか教えていただきたい。

担当課所 秋田地域振興局建設部の案件の場合、建設部長、次長、全課長、企画監理班長（秋田建設部）以上のメンバーで審査を行っている。

加納委員 調査に伴う業者の事務負担について、応札する際に、応札業者が自己評価点の項目を出して一番評価点数の高い業者のみが審査されるということでしょうか。

担当課所 その通りである。

加納委員 その後に、評価点を裏付ける資料などを求めるのか。

担当課所 入札参加申請時に技術評価に関する資料を一式受理しており、開札後に審査するが、自己評価点が妥当かどうかを添付されてある資料を基に確認し、最終的な評価点として評定している。たまに、添付資料に不備があり、自己評価点を訂正している場合もある。

加納委員 今回は評価項目が18項目あるが、全部に対しての裏付けの資料をつけて入札参加するということか。

担当課所 その通りである。

加納委員 入札参加する側としては、前の案件など同じ管内から発注されたものについて重複するような資料については、発注者側がもっと簡易的に調べることができるとか、応札側がその都度資料を添付するのではなく、システム上、もっと簡易的にできないのかと思うところではある。

担当課所 委員の言うとおりでであると思う。

ただ、手間的にはPDFに変換したものを転用するので、一回データを作成してしまえば、各案件毎にそのデータを登録するだけであり、それをもって負担にはなっていないと思われる。逆に、発注者側で紙に出力して審査するので、その分は負担になっている。

どうしても、チェックするためには、各案件毎に提出していただいた方が効率的であると思う。

その他

及川委員 過去に低入札調査があった場合、委員会に報告して了解を取ったりしたと記憶にあるのだが、取り扱いが変更されたということでしょうか。

事務局 かつては、すべて詳細にヒアリングしたり、根拠資料を提出してもらったり、1件ごとに1ヶ月くらいの期間をかけて調査し、入札制度適正化推進委員会に報告し、了承を得た上で契約を締結するという取扱をしていた。

現在は一定の基準の価格を設け、それ以上の場合は詳細調査を行わずとも簡易な調査で失格を判断したり、適正な契約の履行がなされると判断するための

基準を設けて、一部運用を簡素化して対応している。

一定の基準を下回った場合は、従前のような詳細な調査をした上で委員会に諮り、最終的に契約の適正な履行がなされるか審議され、契約の締結となる。

及川委員 その取り扱いはまだ生きているのか伺いたい。

事務局 例えば、WTO の案件の場合は簡易な調査という運用ができないので、詳細調査をした上で、委員会に諮り、審議を受けるということになる。